

宮労基発 0119 第 1 号  
令和 8 年 1 月 19 日

各関係団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長  
(公印省略)

### SAFE コンソーシアムの周知について（依頼）

平素より労働基準行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年は、労働災害、特に、日常生活でも発生しうる転倒や腰痛などの災害が高止まりしている状況にあり、背景として、産業構造の変化、働き方の多様化、顧客・発注者、調達先との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など様々な問題があり、これまでの取組だけではこれらの災害を減少させることが難しくなっています。

そのため、厚生労働省では、働く人だけでなく、家族、事業者、地域の全ての人の幸せのために、労働災害を改めて社会問題としてとらえ、顧客等も含めたステークホルダー全員で解決策を考え、取り組んでいくため、「従業員の幸せのための安全アクション Safer Action For Employees (SAFE) コンソーシアム（以下「SAFE コンソーシアム」といいます。）を組織し、労働災害防止対策の新たな切り口による取組を推進しております。

SAFE コンソーシアムに加盟いただくと、①ロゴマークの掲示や「SAFE アワード」による労働安全衛生への取組のPR、②加盟メンバー間での取組事例の共有や適切なサービスの利用による企業等内での労働安全衛生水準の向上、労働災害損失の減少、③加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進事業やサービスのマッチングといったメリットがございます。

つきましては、本制度を多くの企業に加盟いただけるよう、貴団体の会員への周知に御協力をお願いいたします。

詳細につきましては、宮城労働局ホームページの

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/226/safeconsortium.html>

を御覧ください。



担当

労働基準部健康安全課  
産業安全専門官 早川 康弘  
電話 022-299-8839